

令和7年度高松市88歳敬老祝品贈呈業務委託仕様書

1 総則

- (1) この仕様書は、令和7年度高松市88歳敬老祝品贈呈業務（以下「本業務」という。）に適用する。
- (2) 本業務の実施に当たっては、この仕様書、契約書等及び高松市（以下「市」という。）の指示に従うものとする。
- (3) 本業務の実施に当たっては、関連する法令等を遵守しなければならない。
- (4) 受託者は、本業務に関する全ての情報について、市の許可なく外部に漏洩したり、転用してはならない。
- (5) 本業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、若しくは請け負わせることはできない。なお、「主たる部分」とは、本業務における総合的企画、事業遂行管理、手法の決定及び技術的判断をいうものとする。
- (6) 本業務の実施に当たっては、不明な点又は疑義が生じた場合は、速やかに市の指示を受けるものとする。

2 目的

高松市に住民票を有する高齢者に対し、88歳の長寿を祝い、高齢者福祉の増進を図るため、香川県産品のみを集めたギフト一覧（カタログ、リーフレット等）を敬老祝品として贈呈するもの。ギフト一覧の商品は、令和8年3月31日（火）までに配送が可能な商品とすること。

3 業務の内容

- (1) ギフト一覧の作成業務
受託者は令和7年度高松市88歳敬老祝品として、香川県産品のみを集めたギフト一覧（カタログ、リーフレット等）を作成又は準備をすること。
- (2) ギフト一覧の梱包業務
 - ア ギフト一覧には申込用の書類（ハガキ等、費用は受託者が負担）を準備すること。
 - イ 市より提供された添書及びメッセージカードを同梱すること。
 - ウ 「高松市」が発送したと分かる梱包物とすること。
 - エ ギフト一覧は汚れ及び破損を防止するための工夫をすること。
- (3) ギフト一覧の配送業務
 - ア ギフト一覧は令和7年9月15日（月）の敬老の日前後に「4（3） ギフト一覧及び商品の送付先」へ配送する。なお、配送方法は手渡し、又は自宅郵便受けへのお届けも可とする。
 - イ 受託者は全てのギフト一覧の行方を追跡調査できる状態にすること。
 - ウ 市より追跡調査依頼があった場合は、直ちに追跡調査し、結果を市へ報告する。
 - エ 宛所不明等の理由により受託者へ返還されたギフト一覧については、市が宛所を調査し、受託者が再配送すること。
- (4) 商品の配送業務
 - ア ギフト一覧の商品は令和8年3月31日（火）までに対象者へ配送すること。

- イ 受託者は全ての注文された商品の行方を追跡調査できる状態にすること。
 - ウ 受託者は令和7年10月15日(水)までに注文のなかった全ての対象者に対して、未注文である旨の催促通知を行うものとする。ただし、ギフト一覧を宛所不明等で再発送した場合は、催促通知を行う日の期限を市と協議し対応するものとする。
 - エ 未注文の催促通知を行ってもなお、注文のない場合は、市が選定した商品を対象者に対して配送するものとする。(なお、宛所不明等の理由により受託者へ返還された商品については、市と協議し対応するものとする。)
- (5) その他の対応業務
- ア 受託者は対象者からギフト一覧及び注文された商品について質問等があった場合、電話対応窓口等で、対象者に対して速やかに回答又は対応しなければならない。
 - イ 商品の申込方法は、ハガキ又はFAXでの注文を基本とする。また、インターネット注文が可能であれば申込用の書類に記載する。

4 祝品の数量等

- (1) 数量
 - 2, 397冊
 - ※あくまで予定数量であるため、確定したものではない。
- (2) ギフト一覧の商品について
 - 商品1つ当たり2, 000円から2, 500円相当とする。
- (3) ギフト一覧及び商品の送付先
 - 1年以上高松市に住所のある88歳高齢者の居住地等(自宅、施設等)
 - 88歳高齢者の送付先については、市よりデータで提供をする。

5 提案価格書（様式第4号）金額内訳の明細項目

提案価格書金額内訳明細別表

ギフト一覧作成・発送業務等		商品発送業務等		人数 (想定)	業務内容	
ギフト一覧を作成する。 (2,397人)	ギフト一覧を配送する。 (2,355人)	ギフト一覧の通常配送を完了(2,309人)	① 10/15の期限までに商品注文があり配送完了	2,017	(1) ⇒ (2) ⇒ (3) アイ⇒ (4) アイ	
			10/15の期限までに商品未注文の場合	② 催促後、商品注文があり配送を完了	78	(1) ⇒ (2) ⇒ (3) アイウ⇒ (4) アイウ
				③ 催促後も商品未注文のため市選定商品の配送を完了	213	(1) ⇒ (2) ⇒ (3) ⇒ (4)
				④ 商品の注文拒否のため配送しない。	1	(1) ⇒ (2)
	ギフト一覧が宛所不明で配送できない。 (46人)	市で宛所を調査しギフト一覧の再配送を完了(37人)	⑤ 商品注文があり配送完了	28	(1) ⇒ (2) ⇒ (3) アイ⇒ (4) アイ	
			商品未注文の場合	⑥ 催促後、商品注文があり配送を完了	4	(1) ⇒ (2) ⇒ (3) アイウ⇒ (4) アイウ
				⑦ 催促後も商品未注文のため市選定商品の配送を完了	4	(1) ⇒ (2) ⇒ (3) ⇒ (4)
		⑧ 商品の注文拒否のため配送しない。		1	(1) ⇒ (2)	
		⑨市で宛所を調査しても、宛所不明等のためギフト一覧を再配送しない。(8人)	—	8	(1) ⇒ (2)	
		⑩受け取り拒否のため、ギフト一覧を配送しない。(1人)	—	1	(1) ⇒ (2)	
		ギフト一覧を配送しない。(42人)	⑪～8/31までに、対象者が死亡のため配送しない。(42人)	—	42	(1) ⇒ (2)

※各項目の人数は、前年度の割合を参考にして算出しているため、確定したものではない。

※項目⑨⑩⑪において、配送不要となったギフト一覧については、受託者に返品することを想定してい

るが、対応できない場合は、その限りではない。

6 委託料の支払方法

完了払（市は適法な請求があつてから30日以内に支払うものとする。）

7 打ち合わせ

受託者は、常に市と緻密に連絡をとり、適宜、十分な打ち合わせを行うとともに、作業の途中において報告を求められたときは、直ちに報告を行わなければならない。

8 費用の負担

本業務の執行等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであつても、委託料にすべて含まれるものとする。

9 業務の補償

本業務の遂行に当たっては、十分な注意を払うこととし、明らかな瑕疵で市や対象の高齢者に損害を与えた場合は、その損害額を補償しなければならない。

10 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、対象者が商品の受取を拒否した場合等、疑義を生じた場合、又は本仕様書に定めない事項については、委託者と受託者の協議の上、これを定める。

11 業務委託の取消し等

(1) 業務委託の取消し又は変更

市は、次の各号のいずれかに該当するときは、業務委託を取り消し、又は変更することができる。

ア 受託者が業務委託の内容に違反したとき

イ 受託者が「令和7年度88歳敬老祝品贈呈業務委託選定公募型プロポーザル実施要領」に定める「応募要件」資格を失ったとき。

(2) 損害賠償

ア 受託者は、その責めに帰する理由により、業務の全部又は一部を滅失し、又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、業務を原状に回復した場合は、この限りでない。

イ 前号に掲げる場合のほか、受託者は、市が定める条件を履行しないため、損害を与えたときはその損害額に相当する金額を損害賠償額として支払わなければならない。

ウ 受託者は、業務の遂行に当たり、市又は第三者に損害を与えたときは、全て自己の責任においてその損害を賠償しなければならない。

(3) 業務委託の取消しによる損失の取扱い

上記第11(1)の規定により業務委託を取り消した場合において、その取消しにより受託者に損失が生じて、市はその損失を補償しない。

また、受託者は市に対し、一切の補償の請求は行わないこととする。

12 守秘義務の遵守及び個人情報の取り扱いについて

従事者又は従事者であった者は、正当な理由なく、本業務の実施によって知り得た対象者及びその家族の個人情報を含む秘密を漏らしてはならない。また、当該年度内に本業務が終了した対象者の個人情報を、この契約終了の後、速やかに破棄、若しくは市に返還、又は引き渡さなければならない。個人情報とは、次のものとする。

(1) 令和7年度高松市88歳敬老祝品贈呈対象者若しくはその関係者の氏名、連絡先、住所等

13 その他

ここに記載する業務委託内容のほか、仕様について疑義が生じた場合は、市と協議しなければならない。